

京都市立芸術大学芸術資源研究センター特別招聘研究員規程

(平成26年2月24日理事長決定)

(平成27年3月3日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学学則第6条に規定する芸術資源研究センター（以下「センター」という。）の特別招聘研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 特別招聘研究員とは、センターにおいて、専ら研究活動に従事する客員研究員のうち、特に、国内外における著名な研究活動により、本学の教育研究、学生支援、学外連携、大学運営等に資すると思料される者をいう。

(資格)

第3条 特別招聘研究員は、本学の教員選考基準に定める資格を有する者又はこれらの者と同等の研究実績を有する者とする。

(選考)

第4条 特別招聘研究員は、センターの運営委員会において選考し、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

(受入れ期間)

第5条 特別招聘研究員の受入れ期間は、一の会計年度以内とし、期間の更新は妨げない。

(待遇)

第6条 特別招聘研究員には、給与は支給しない。学長が必要と認めるときは、研究費等を支給することができる。

2 特別招聘研究員と客員教授との併任は、これを妨げない。

(施設の利用)

第7条 特別招聘研究員は、研究活動に必要な範囲で法人の施設、設備を利用することができる。また、学長が必要と認めるときは、個人研究室の措置を講じることができる。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の特別招聘研究員の選考に関する特例)

2 この規程の施行前の特別招聘研究員の選考は、教育研究審議会の議を経て学長が決定する。

附 則 (平成27年3月3日理事長決定)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。